

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	1-3-2
許認可等の種類	女性相談センターへの一時保護			
根拠法令条例等・条項	長野県女性相談センター条例第3条			
許認可等の概要	女性相談センターへの一時保護			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○ 女性相談センターは、相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止及び保護更正を図るため、暴力被害女子についてはその必要な保護を図るため、緊急に保護すること等が必要と認められる場合は一時保護を行う。 (女性保護事業実施要領(昭和38年4月1日38婦第149号)第3の2の(4)、(5))</p> <p>○ 女性相談センターの一時保護所への入所、女性保護施設への入所又は移送については、必ず当該要保護女子等の申出又は同意に基づいてその措置を行うものとする。 (女性保護事業実施要領第4の2)</p> <p>(参考)</p> <p>○ 一時保護を行う場合の基準</p> <p>ア 適当な寄宿先がなく、当該者に危害が及ぶことを防ぐため、緊急に保護することが必要であると認められる場合</p> <p>イ 当該者に対する援助の施策のうち、どれが最も適当であるかを決定し、婦人保護施設への収容保護又は又は関係機関等への移送等の措置が採られるまでに、一定期間の入所が必要であると認められる場合</p> <p>ウ 短期間の入所を伴う指導、援助が必要であると認められる場合 (「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について(平成14年3月29日付雇児発第0329003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知))</p>			
基準の制定根拠	売春防止法(昭和31年5月24日法律第118号)第34条第3項第3号、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年4月13日法律第31号)第3条第3項第3号			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (要保護女子等の一時保護は、当該要保護女子の申出(申請)の有無にかかわらず、女性相談センターの判断で行うものであるため)			
期間の制定根拠	—			